

令和3年第3回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和3年9月 7日

閉 会 令和3年9月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（9月7日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      中 川        悟        君  
議 会 事 務 局 次 長                  坂 本    ゆかり    君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番                      柿 崎    裕    二    君  
5 番                      森        弘    美    君

---

議事日程（第1号）

第 1   会議録署名議員の指名

第 2   会期の決定

第 3   諸般の報告

第 4   行政報告

第 5   監査報告

第 6   議案の上程・提案理由の説明

議案第34号  蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第35号  蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第36号  特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第37号  蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第38号  蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

議案第39号  蓬田村過疎地域持続的発展計画策定の件

議案第40号  令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第41号  令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第42号  令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第43号  令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求

めるの件

議案第44号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求め  
るの件

議案第45号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を  
求めるの件

議案第46号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案

議案第47号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1  
号）案

議案第48号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第49号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第50号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第51号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
案

第7 議案第34号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

第8 議案第35号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例案

第9 議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例案

第10 議案第37号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第11 議案第38号 蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に  
関する条例の制定について

第12 議案第39号 蓬田村過疎地域持続的発展計画策定の件

第13 議案第40号 令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求め  
るの件

第14 議案第41号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定  
を求め  
るの件

第15 議案第42号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件

第16 議案第43号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件

- 第17 議案第44号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求める  
の件
- 第18 議案第45号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を  
求めるの件

午前9時42分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和3年第3回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番柿崎裕二君、5番森 弘美君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から9月10日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月10日までの4日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和3年度蓬田村定期監査結果について、令和2年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書並びに9月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度財政健全化及び経営健全化審査意見書が付された、令和2年度蓬田村財政健全化判断比率が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第2号辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解

決するべきとする意見書の採択を求める陳情及び陳情第3号人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することについては、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、行政報告。村長より前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） おはようございます。

それでは、令和3年6月村議会定例会後の主なる行事並びに会議等の行政活動についてご報告申し上げます。

6月21日月曜日、役場庁舎建設予定地地権者説明会を開催いたしました。ふるさと総合センターでございます。地権者の方全員集まっておきまして、庁舎建設について説明をいたしご理解をいただきました。

6月25日金曜日、第1回蓬田村行政懇談会を開催いたしました。これもふるさと総合センターでございます。

6月30日木曜日、蓬田村日赤奉仕団の総会が2年ぶりに開催されまして、これに出席をしております。

7月8日木曜日、トマトの目揃い会がございまして、JA青森蓬田支店の選果場に行っておりました。

7月13日火曜日、第2回蓬田村議会臨時会を招集してございます。

7月26日月曜日、役場庁舎建設に伴う県産材の活用についての要望を受けました。要望団体は青森県木材利用推進協議会ほか2団体でございました。

7月28日水曜日、外ヶ浜地区防犯協会総会及び外ヶ浜地区暴力追放推進協議会総会が外ヶ浜警察署において開催され、これに出席をしております。

7月29日木曜日、第3回蓬田村議会臨時会を招集しております。

8月25日水曜日、青森県町村会定期総会が青森市内で開催され、出席をしております。

8月30日月曜日、蓬田村漁業協同組合から陳情を受けました。内容は、ナマコ種苗生

産に関する助成等2件でございます。同じ内容のものを村議会のほうにも陳情したというところでございます。

9月3日木曜日、蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会をふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席しております。

以上のとおり、ご報告申し上げますが、本年度も新型コロナウイルスの流行によりまして、恒例となっております消防団観閲式、玉松海まつり、村民祭などの行事やイベントが中止となっておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5 監査報告

○議長（木村 修君） 日程第5、監査報告。今期定例会に令和2年度各会計決算が提出されておりますので、代表監査委員武井昭夫君より監査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員（武井昭夫君） それでは、監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によって、令和3年7月12日村長より提出された令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、並びに関係帳簿、証書類について審査したところ、収支ともに適正であると認定いたしました。

なお、決算審査に伴う監査委員の意見として、村長・議長・教育長に提出いたしました令和2年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書を皆様のお手元に配付していますが、これに監査委員の意見が要約されておりますので、ご審議の参考にしていただければと思います。

以上で、監査の報告を終わります。

---

#### 日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案18件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和3年第3回蓬田村議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案18件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第34号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案及び議案第35号、蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第36号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に規定する非常勤の特別職の職員について、条例の別表に規定するもののほか、存続期間が短期間の委員会等について機動的に設置し、その委員等に対する報酬及び費用弁償を支給できるようにするため提案するものであります。

議案第37号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第38号、蓬田村過疎地域持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除について必要事項を定めるため提案するものであります。

議案第39号、蓬田村過疎地域持続的発展計画策定の件は、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、蓬田村過疎地域持続的発展計画を定めるため提案するものであります。

議案第40号、令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第41号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第42号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第43号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第44号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第45号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、以上6件につきましては、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案するものであります。

続きまして、議案第46号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案につつま

して、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税2,645万円、国庫支出金220万6,000円などを増額し、村債944万9,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、農林水産業費341万2,000円、教育費619万3,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2,100万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ23億2,067万8,000円となるわけであります。

議案第47号、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰越金63万6,000円を増額し、歳出として総務費63万6,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに63万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,858万5,000円となるわけであります。

議案第48号、令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として、繰入金84万2,000円、諸収入272万6,000円を増額し、繰越金82万9,000円を減額しております。

次に、歳出として諸支出金2,737万9,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに2,737万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,763万3,000円となるわけであります。

議案第49号、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰越金145万7,000円を増額し、繰入金145万6,000円を減額しております。

次に、歳出として総務費1,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億1,001万7,000円となるわけであります。

議案第50号、令和3年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として、繰入金2,230万4,000円、繰越金72万8,000円を増額しております。

次に、歳出として諸支出金2,303万2,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに2,303万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億7,595万4,000円となるわけであります。

議案第51号、令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として繰越金12万円を増額し、歳出として諸支出金12万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに12万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,193万7,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

#### 日程第7 議案第34号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。日程第7、議案第45号蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第34号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案。

蓬田村個人情報保護条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成28年法律第27号）の一部改正に伴い、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

1枚お開きください。

第24条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、それから「第19条第7号」を「第19条第8号」に、それから「同条第8号」を「同条第9号」に改めると。

具体的には、今まで総務大臣の所管でありましたものを内閣総理大臣に改めるということで、情報ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することに伴うためであります。

それから、19条の7号を19条の8号ということと、同条の8号を同条9条に改めると

いう部分に関しては、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする番号利用法第19条第4号の部分を追加したことに伴いまして、同号以降の号名を引用する規定について改正するものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第35号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第35号蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第35号、蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正するものといたします。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴いまして、蓬田村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

1枚お開きください。

条例中、第1条及び第5条第1項中の「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

このことに関しては、先ほどの議案第34号で説明もいたしましたけれども、追加の号数がありまして、その号数以降の号名を引用する規定について改正するものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第36号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第36号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改

正するものであります。

提案理由といたしましては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に規定する非常勤の特別職の職員について、条例の別表に規定するもののほか、存続期間が短期間の委員会等について機動的に設置し、その委員等に対する報酬及び費用弁償を支給できるようにするため提案するものであります。

1枚お開きください。

条例の中の別表の変更であります。別表第1中、「蓬田村役場庁舎検討委員会委員」の部分は役目が終わりましたのでそれを削ります。それから、そのほかに先ほど提案理由で説明いたしました、前各号に掲げるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる特別職の職員ということで、村長と各任命権者が協議して定める額を払う特別な部分を表の中に追加してございます。

それから、別表の第2の職名の欄中の「学校給食センター運営委員会委員」の次に同じように機動的にできる特別職の職員を加えて、それまであった「蓬田村役場庁舎建設検討委員会委員」を削るようになります。

これは、想定している委員といたしましては、庁舎建設設計等業務プロポーザル審査委員は仮称ですけれども、要は庁舎建設に関する設計の部分を審査してもらう委員をここでは一応想定をして条例改正をしたものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第37号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第37号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案。蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、先ほど来ご説明しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴いまして、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

新旧対照表を御覧ください。

別表第2条関係の別表ですけれども、16番の個人番号カードの再交付手数料のこの部分を削りまして、以後、番号を詰めております。これに関しては、マイナンバーカードの再交付の手数料の部分でありますけれども、今までは役場側、行政サイド側でお金を徴収いたしまして再交付の手続を進めておりましたけれども、実際手続する部分が地方公共団体情報システム機構というところでマイナンバーカードを一括して管理してございます。その部分の手数料を直接その部分に払うという形になりますので、役場が手数料を一旦受け取りますけれども、その手数料は全てそこに行くということで、役場での手数料の徴収の条例からその部分は削除ということで提案するものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されまし

た。

---

日程第11 議案第38号 蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税  
の特別措置に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第38号蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 議案第38号、蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について。

蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例を次のように定める。

提案理由。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、固定資産税の課税免除について必要事項を定めるため提案するものである。

次のページをお開きください。

蓬田村過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例。

第1条趣旨から次のページ、第6条規則への委任まで定めております。

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日で失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されました。これに伴い、固定資産税の特別措置について新たに制定したものであります。

課税免除の期間は3か年度となっております。

附則1、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2及び3は、旧蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の読替規定となっております。

説明は以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第39号 蓬田村過疎地域持続的発展計画策定の件

○議長(木村 修君) 日程第12、議案第39号蓬田村過疎地域持続的発展計画策定の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第39号、蓬田村過疎地域持続的発展計画策定の件。

蓬田村過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、青森県の過疎地域持続的発展方針に基づき、蓬田村の過疎地域持続的発展計画を定めるため提案するものであります。

計画書のほうをお開き願います。

計画の策定年度は、令和3年度から令和7年度の5年間となります。

それから、2枚めくっていただいて、目次ですけれども、前回のこの計画から大きく変わっているところは、2番目の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の部分のところ、それから次の3の産業振興の中の〔4〕産業振興促進事項、それから次の1枚めくっていただきまして、12番の再生可能エネルギーの利用促進の部分が新しく追加になってございます。

それから、15ページ、お開きください。

計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とするということになります。

16ページからは、その移住・定住・地域間交流促進、人材関係の部分の変更がかかった部分、それから22ページは、産業振興促進事項といたしまして、振興すべき業種として全域で製造業とか農林水産物販売業、旅館業、情報サービス等とかということで、そ

ういう業種を指定してございます。

それから、51ページには、12番の再生可能エネルギー利用の促進ということで、現状と問題点、それからその対策ということでまとめてございます。これに関しては、先ほどの議案の第38号でも少し触れましたけれども、その過疎の関係の法律が変更になったことに伴いまして、青森県の過疎地域持続的発展方針が変更になりまして、それに関して市町村の部分も今の現状に合わせるということで、計画の変更をしてございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第40号 令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件

日程第14 議案第41号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入  
歳出決算認定を求めるの件

日程第15 議案第42号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算認定を求めるの件

日程第16 議案第43号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定を求めるの件

日程第17 議案第44号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定を求めるの件

日程第18 議案第45号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算認定を求めるの件

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第40号令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から日程第18、議案第45号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの決算6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたします。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において決算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時25分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年11月15日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 柿 崎 裕 二

会議録署名議員 森 弘 美